

岩手県 PPP/PFI 手法導入指針

平成 30 年 3 月策定
令和 6 年 8 月改正
岩 手 県

目 次

はじめに.....	1
第Ⅰ章 PPP/PFI の概要と導入の考え方.....	2
1 PPP/PFI の基本的概念.....	2
2 岩手県における PPP/PFI 導入の考え方.....	9
第Ⅱ章 PPP/PFI 優先的検討手順.....	13
1 優先的検討の目的とプロセス.....	13
2 事案の検討体制.....	14
3 優先的検討の開始時期.....	16
4 優先的検討の対象とする事業.....	16
5 適切な PPP/PFI 手法の選択.....	17
6 一次評価（庁内での簡易な検討）.....	18
7 二次評価（専門的知見を踏まえた詳細な検討）.....	20
第Ⅲ章 PPP/PFI 導入決定後の進め方.....	23
1 実施方針の策定と特定事業の選定（PFI 法に則る場合）.....	24
2 民間事業者の選定.....	26
3 契約の締結.....	27
4 事業の実施.....	28
5 その他留意事項.....	28
第Ⅳ章 PPP/PFI 手法活用の推進体制.....	31
＜別紙様式 1＞「PPP/PFI 検討調書」（簡易な検討/一次評価用）.....	33
＜別紙様式 2＞「PPP/PFI 手法簡易定量評価調書」.....	36
＜参考資料＞.....	38

はじめに

国及び地方公共団体の財政は極めて厳しい状況にあり、財政の健全化とともに、効率的かつ透明性のある行財政運営が継続的課題となっている。このような状況下にあっても、多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応し、また度重なる災害への対策も含めた社会資本の整備が求められている。

国では民間資金等の活用による公共施設等の整備を目指し、平成 11 年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）を制定し、その後数度の改正を経て、民間事業者のプロジェクトへの参入機会を更に拡大させてきたところであり、全国で様々な PFI 事業が展開されている。

更に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2015」「同（2016）」「経済・財政アクション・プログラム 2016」において、多様な PPP/PFI 手法導入の優先的検討の枠組みの構築・運用、地域プラットフォームの形成・活用、PPP/PFI アクションプランの推進が盛り込まれた。これを踏まえ、平成 27 年 12 月に民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が決定され、人口 20 万人以上の地方公共団体に対し、優先的検討規程を定めるよう要請された。

PPP/PFI 手法導入の目的を整理すると

- ① 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起
- ② 効率的かつ効果的な公共施設等の整備等
- ③ 国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供
- ④ 上記をもって地域経済の健全な発展に寄与

の 4 点であり、もって経済財政一体改革へ貢献することにある。

このような動きの中、岩手県では平成 12 年に「PFI 研究会」を立ち上げ、平成 14 年に「岩手県における PFI 導入のための指針（以下「旧指針」という。）」を作成、平成 16 年には指定管理者制度を開始し、平成 17 年には全国に先駆けて第 2 クリーンセンター建設を PFI 事業にて実施するなど、民間活力導入に積極的に取り組んできたところである。

その後、優先的検討規程策定の要請を受け、岩手県公共施設等総合管理計画推進会議の下にワーキンググループを設置し検討を進め、旧指針に新たな内容を盛り込み、「岩手県 PPP/PFI 手法導入指針」として改訂したものである。

今後の事業の実施に当たり、多様な PPP/PFI 手法を優先的に検討することにより官民の役割分担を見直し、効率的かつ効果的な施設の整備等の実現、さらには多くの分野において民間投資の喚起や新たな事業機会を創出し、もって県民経済の健全な発展に寄与することを目的としてこの指針が活用されることを期待する。

第 I 章 PPP/PFI の概要と導入の考え方

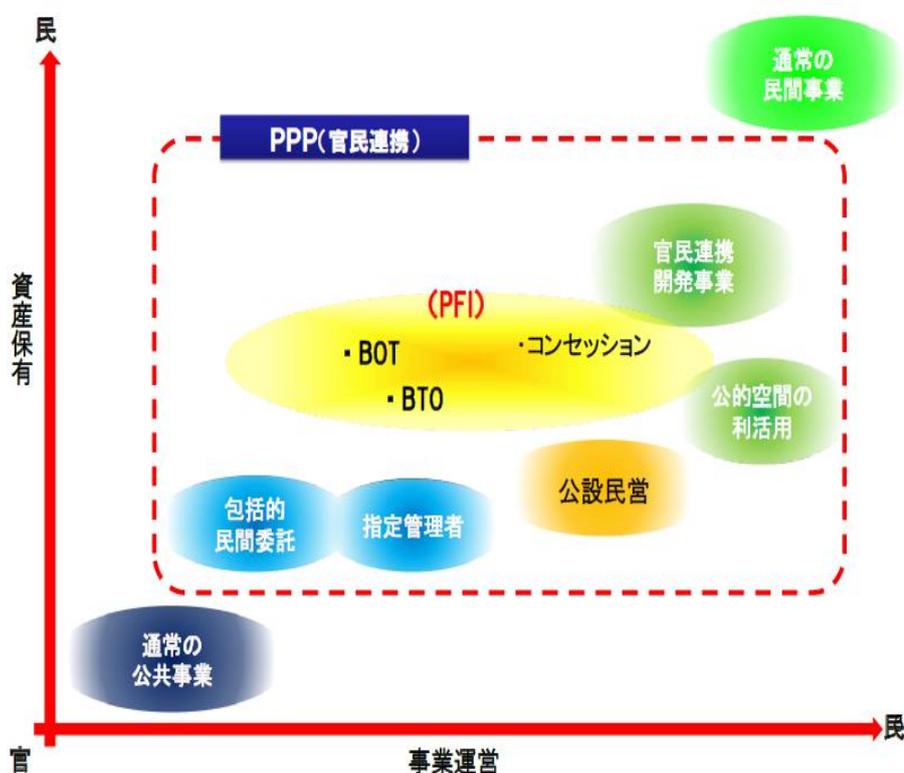
1 PPP/PFI の基本的概念

(1) PPP と PFI

官民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP (Public Private Partnership) と呼ぶ。民間の創意工夫を活用して、公共と民間相互の強みを生かすことによって最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものである。

PFI (Private Finance Initiative) は、PPP の代表的な手法の一つであり、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は同一価格で上質のサービスを提供するものである。

PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営 (DBO) 方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。



期待される PPP/PFI の導入効果は以下のとおり。

① 公共サービス水準の向上

民間事業者の経営ノウハウや技術的能力の活用による、一定の支出のもとでの公共サービス水準の向上。

② 事業コストの削減

施設の設計から建設、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に民間に一括発注されることや、仕様発注方法ではなく性能発注となることによる事業全体の効率的なリスク管理の実現や事業コストの削減。

③ 財政支出の平準化

県直営事業のように建設時における多額の財政支出はなく、民間事業者への対価は契約期間全体において平準化される。財政上の制約があっても、必要な整備を進めることが可能となり、公共サービスの早期の提供を実現。

④ 官民の適切な役割分担に基づく新たな協力関係の形成

公共による事業を民間が実施することで、適切な役割分担に基づく公共と民間の新たな協力関係を形成。

⑤ 民間の事業機会の創出による経済の活性化

民間にとって新たな事業機会が創出され、また、プロジェクト・ファイナンスなど金融機関の新たなファイナンス業務の創出やマーケットの多様化も図られ、経済の活性化に貢献。

以上のような効果が期待できる PPP/PFI 手法であるが、このような効果を得るためには、導入検討時に下記のような事項に留意が必要である。

- ① 民間の創意工夫を阻害することがないように、公共の関与は必要最小限度にとどめる。
- ② 県民への公平なサービス提供や事業の継続性を確保するため、遵守事項等を契約に盛り込み、公共性の確保を図る。
- ③ VFM[※]の最大化を図るため、事前に性能発注、リスクの最適配分、業績連動支払、競争原理及び事案によっては利用料金の向上について事前によく検討を行う。
- ④ リスク分担について、より適切にリスク管理をできる者がリスクを負担することで費用の最小化と事業期間全体にわたって想定されるリスクを明確化し、その内容と分担を契約に明記する。
- ⑤ 民間が PPP/PFI 事業に参入する際のインセンティブはリスクに見合った収益であることから、民間の収益の機会が確保される事業の枠組みを構築する。
- ⑥ 事業が実施されている間は、民間から提供される公共サービスの内容等を監視する必要があることから、監視の内容・方法等について事前に検討を行い、民間側にも周知徹底を図る。

※ VFM (Value For Money) : PFI 事業での最も重要な概念の一つで、支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方のことをいう。5 頁の(3)に詳述。

(参考) **PFI の原則と主義** (「民間資金等の活用による公共施設整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 30 年 10 月 23 日閣議決定))

PFI の基本理念や期待される成果を実現するため、PFI 事業は次の 5 つの原則と 3 つの主義の下で実施する必要がある。

1) 5 つの原則

- ① **公共性の原則**
公共性のある事業であること。
- ② **民間経営資源活用の原則**
民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。
- ③ **効率性の原則**
民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に事業を実施すること。
- ④ **公平性の原則**
特定事業の選定や民間事業者の選定において公平性が担保されること。
- ⑤ **透明性の原則**
特定事業の発案から事業の終了に至る全過程を通じて透明性が確保されること。

2) 3つの主義

- ① **客観主義**
事業の各段階での評価決定について客観性があること。
- ② **契約主義**
公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意については、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。
- ③ **独立主義**
事業を担う企業体の法人格上の独立性が確保されること。また、複数の事業を実施している企業体が PFI 事業者となった場合は、PFI 事業に係る経理をその他の部門の経理と区別して管理すること。

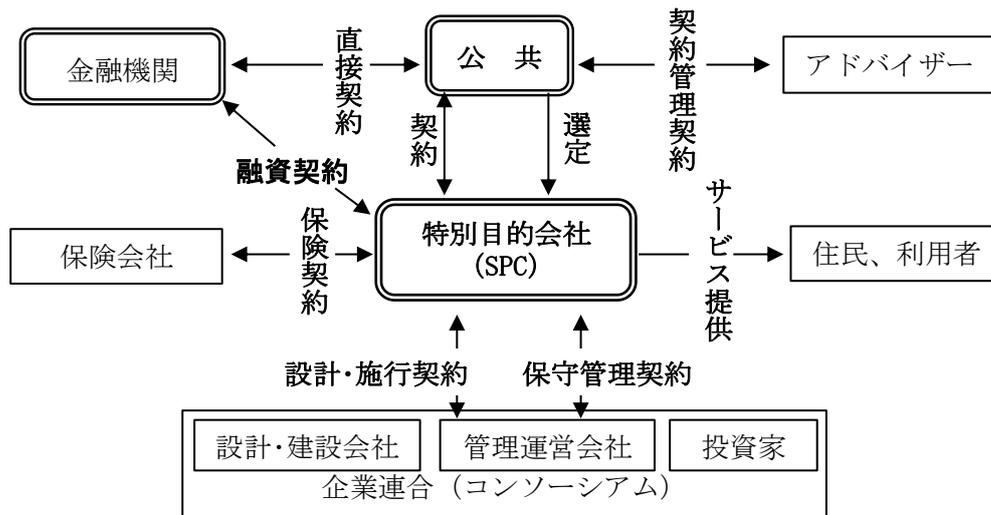
(2) 従来手法と PPP/PFI 手法の発注に当たっての違い

公共施設等の整備等の発注に当たって従来手法と PPP/PFI 手法では、大きく以下 3 点の違いとそれぞれのメリットが挙げられる。

従来手法		PPP/PFI 手法	
仕様発注	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の意図が反映しやすい ・積算・予定価格算出が容易 ・参入可能な業者が多い 	性能発注	<ul style="list-style-type: none"> ・性能規定のみで手間が少ない ・コスト削減・品質向上の可能性 ・技術開発を促進
分離発注	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の発注に要する期間が短い 	一括発注	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体の発注工数が少ない ・事業者間の調整を民間側で対応
短期契約	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度契約 	長期契約	<ul style="list-style-type: none"> ・維持・運営まで含め 15 年程度

また、PFI 事業においては、民間は事業に参加する異業種の複数の企業と企業連合（コンソーシアム）を作り、参加した企業が出資して、公共との契約に基づき実際に事業を行う「特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）」を設立するのが一般的である。

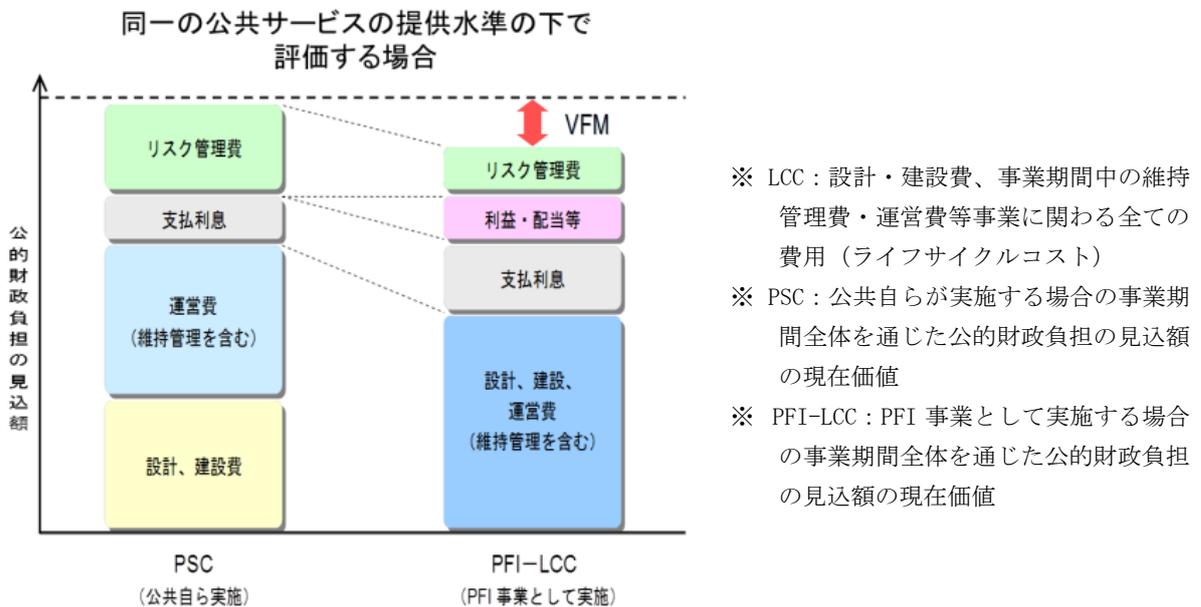
この SPC が必要に応じて、コンソーシアムに参加している企業と工事請負や管理運営などの様々な個別の契約を結ぶ。一般的な PFI 事業の仕組みは次のとおり。



注) 内を PFI の三大プレーヤーという。

(3) VFM (Value For Money)

PPP/PFI においては、VFM が達成されていることが必要であり、達成されているかの判断は、公共が直接サービスを提供する場合の公共の負担 (PSC : Public Sector Comparator) と PPP/PFI で実施した場合の公共の負担を比較して、公共が負担するコストが安くなるか、あるいはサービスの向上が図られるかによって判断する。この場合のコストは、事業期間全体 (企画段階から事業終了まで) のコスト (LCC : Life Cycle Cost) を指す。

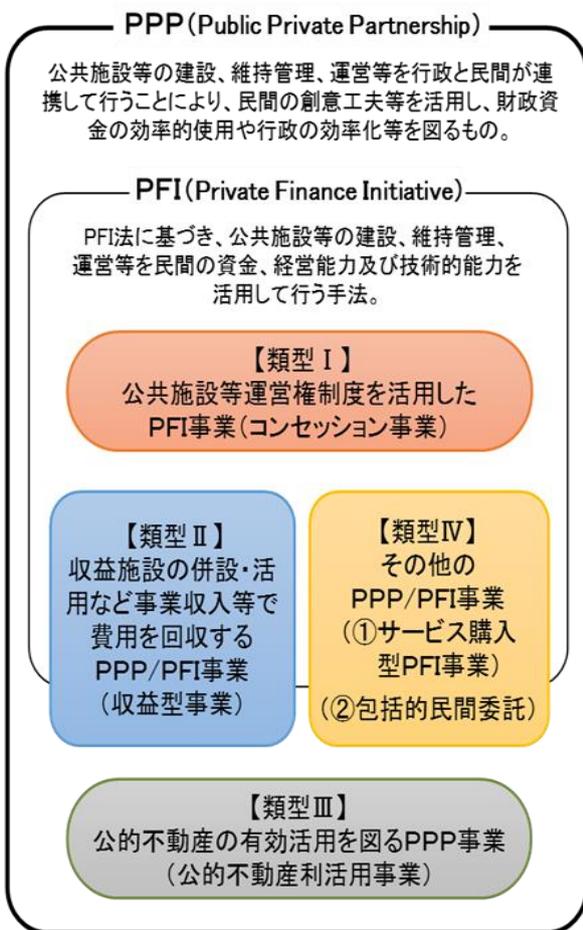


(4) PPP/PFI の事業類型 [収益の観点]

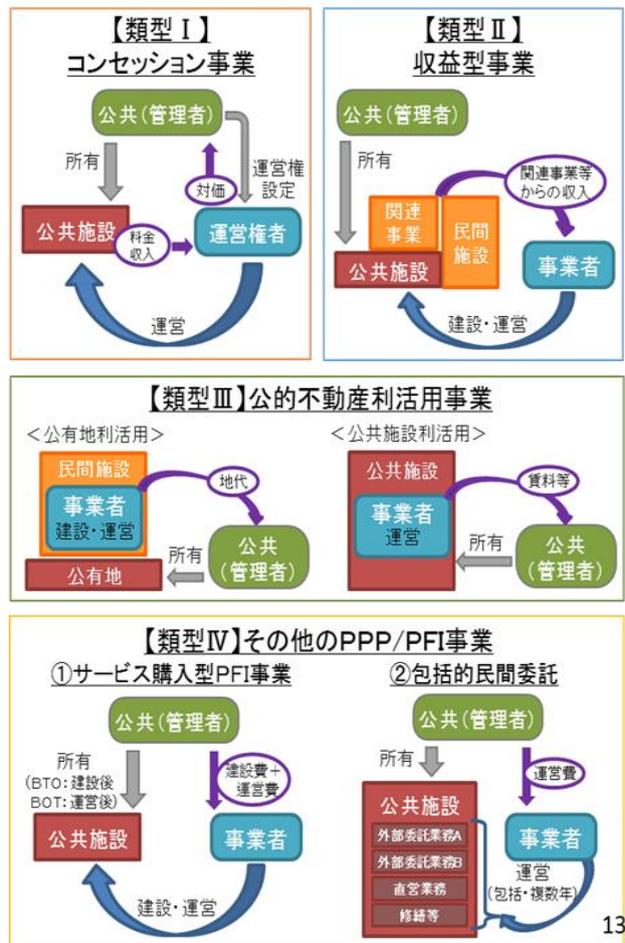
PPP/PFI を収益の観点で整理すると、4つの類型として捉えることができる。民間がその創意工夫によって収益力を高めることにより、公的負担の抑制のみならず地域経済の活性化が図られることが期待される。

類型Ⅰのコンセッション事業は公共施設等運営権制度を活用したもので、類型Ⅱ・Ⅲと合わせて、国のPPP/PFI推進アクションプランにおいて空港・水道・下水道・道路・文教施設・公営住宅を重点分野と定め、推進施策が展開されている。

PPP/PFIの概念図



各類型のスキーム図 (*以下は、各類型の一例)



<参考> コンセッションとは

- ・ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式（公共施設等運用権制度：平成23年PFI法改正）。
- ・ 公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映したサービスを提供。

注) 詳細は、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（令和5年6月2日改正、内閣府）を参照のこと。

(5) PPP/PFIの事業形態 [公共の関与度合いの観点]

PPP/PFI事業は、公共の関与の仕方によって、一般的に次の3つのタイプに分けられる。事業形態の選定に当たっては、事業内容を勘案し最も効果的で効率的なサービスを提供できる形態を選定する必要がある。

形態	公共関与の方法	内容	事例
独立採算型	公的負担なし	公共からの事業許可等に基づき民間（PFI 事業者）が公共施設等の設計・建設・維持管理及び運営を行い、事業コストは利用者からの収入（利用料金等）により回収する。	(国内例) 港湾コンテナターミナル施設 (外国例) 有料橋
サービス購入型	公共がサービスの対価を支払う	民間（PFI 事業者）が公共施設等の設計・建設・維持管理及び運営を行い、公共はそのサービスを購入し、対価を支払う。民間（PFI 事業者）は、公共からの支払によりコストを回収する。	(国内例) 大学、美術館、衛生研究所等 (外国例) 一般道路、学校、庁舎、医療施設
ジョイントベンチャー型	公民双方の資金活用	公共と民間の双方の資金を用いて公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を行うが、事業の運営は民間が主導する。	
	補助金等の公的支援の種類	官民の独立共存型	(外国例) 医療施設
		公共による料金補助	(国内例) 宿泊施設、余熱利用施設 (外国例) 有料橋等
		公共による事業費の一部負担	(外国例) 鉄道

(6) PPP/PFI の具体的手法 [所有権と運営の主体の観点]

PPP/PFI では、該当の構築物の所有権と運営の主体をどの時点で誰に属させるかによって下記のような手法を挙げることができるが、事業の期間、特性、規模等を踏まえて品質確保に留意しつつ適切な手法を選択する必要がある。

なお、具体的手法の選択に当たっては、第Ⅱ章 5 (1) のフローチャートを参考にされたい。

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 他
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）

	DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） BO方式（建設 Build-運営等 Operate） RO方式（改修 Renovate-運営等 Operate） ESCO 他
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。） 他

英略字の解釈

<主語 = 民間事業者>

例) BTO方式（建設Build - 移転Transfer - 運営等Operate）

①

②

③

- ①民間事業者が 自らの資金で 建設(Build)し、
- ②民間事業者が 官(国・自治体等)に その建設物の権利を移転(Transfer)し、
- ③民間事業者が 官(国・自治体等)からその建設物の運営等(Operate)を委託してもらう。

注) PPP/PFI に関する用語や事例等は、下記機関等のホームページを参照のこと。

- 内閣府 PPP/PFI 推進室 HP : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>
- 日本 PPP・PFI 協会 HP : <http://www.pfikyokai.or.jp/>

2 岩手県における PPP/PFI 導入の考え方

(1) 基本的な考え方

平成 21 年 12 月に策定した「いわて県民計画」長期ビジョン（平成 21 年度～平成 30 年度）においては、県政運営の基本姿勢として「いわてを支える持続可能な行財政構造の構築」や「多様な主体による公共サービスの提供」を掲げている。

これまで公共の責任において行われてきた事務・事業であっても、多様な主体との連携・協働や民間活力の導入などにより、公共サービスの質の向上やコストの縮減が図られ、より効率的・効果的な事務の執行が期待できるものについては、公共による直営方式にこだわらず、様々な事業手法の中から最適な方法を選択し、事業を進めていくことが肝要である。

また、「いわて県民計画第 3 期アクションプラン」行政経営編（平成 27 年度～平成 30 年度）において、「連携・協働の全面展開」を掲げ、これまで民間事業者等との連携や協働事業に取り組んでおり、今後においては、これらの取組をより一層推進することにより、民間事業者における新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を促していくことも重要である。

さらには、平成 28 年 3 月に策定した「岩手県公共施設等総合管理計画」においては、着実な推進を図るための取組方針の一つに「民間活力の導入」を掲げ、民間の技術やノウハウ、資金等を活用し、公共施設等の維持管理・更新の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減及び住民サービスの向上に努めることとしている。

これらの目的を達成するため、PPP/PFI の活用を積極的に推進することとし、具体的取組として、次の事項について取り組むこととする。

① PPP/PFI 手法導入の優先的検討

公共施設整備事業等の発案段階において、PPP/PFI 手法の必要性、民間との役割分担の在り方、VFM の達成などを含めて、その導入の可能性について従来手法より優先的に検討する。

② 民間との継続的な連携

手法検討に当たっては、民間の意見・アイデアをよく聴取し、連携を取って新たなスキームを生み出していく必要があることから、民間からの意見招請の場を継続的に設定していく。

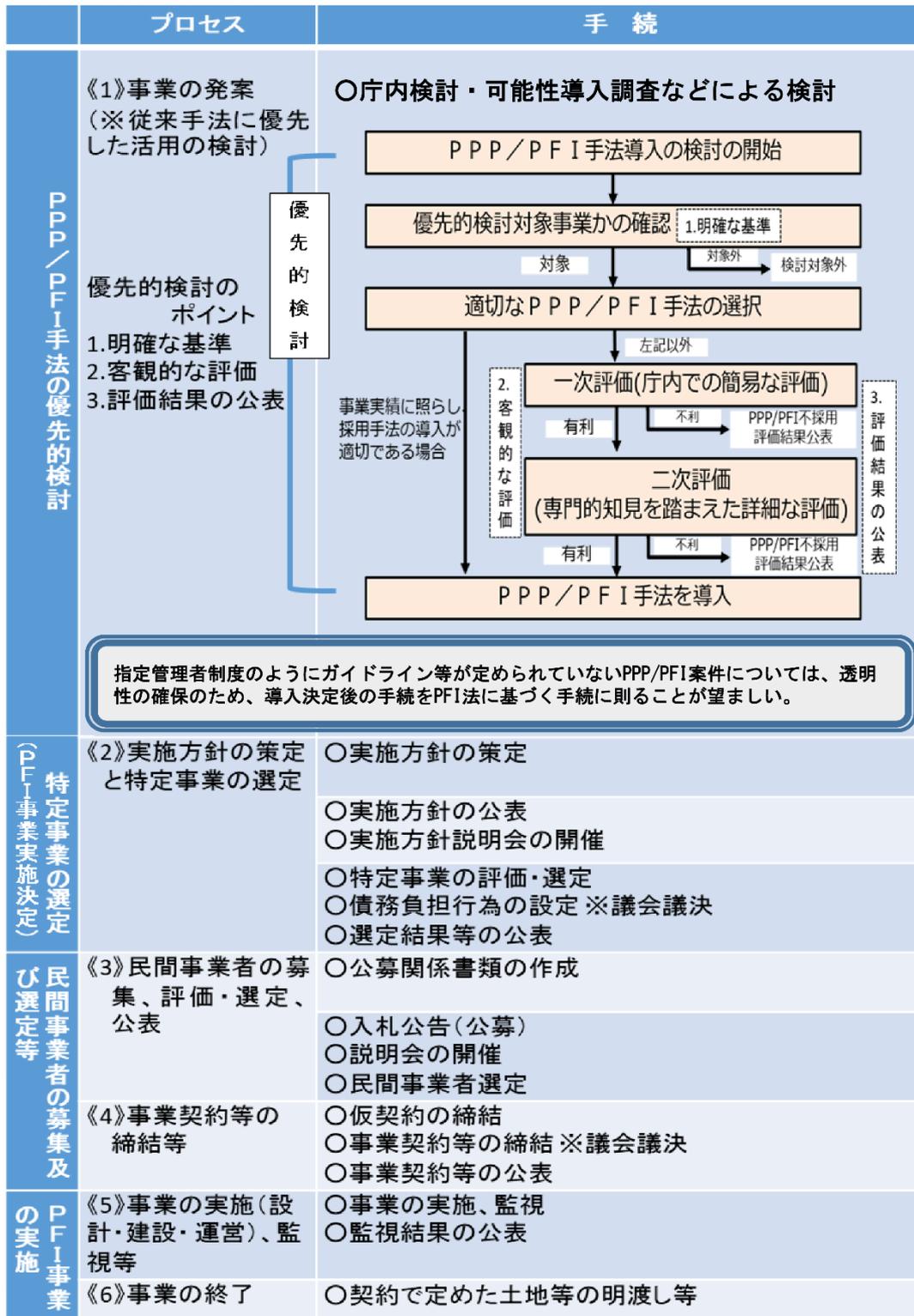
③ 透明性の確保

PPP/PFI には多様な手法が想定されるが、その導入に当たっては透明性の確保が必要となる。そのため、既に規程・ガイドラインの存在するもの（例：指定管理者制度等）を除き、導入決定後は原則として PFI 法に則って進めていく。

④ 実施事例等情報データベースの整備

部局の枠を超えた連携によって検討を実施し、そのプロセスや実施事例についてデータとして蓄積し、庁内及び民間において活用できる情報データベースの整備を図る。

(2) PPP/PFI 事業全体の流れ

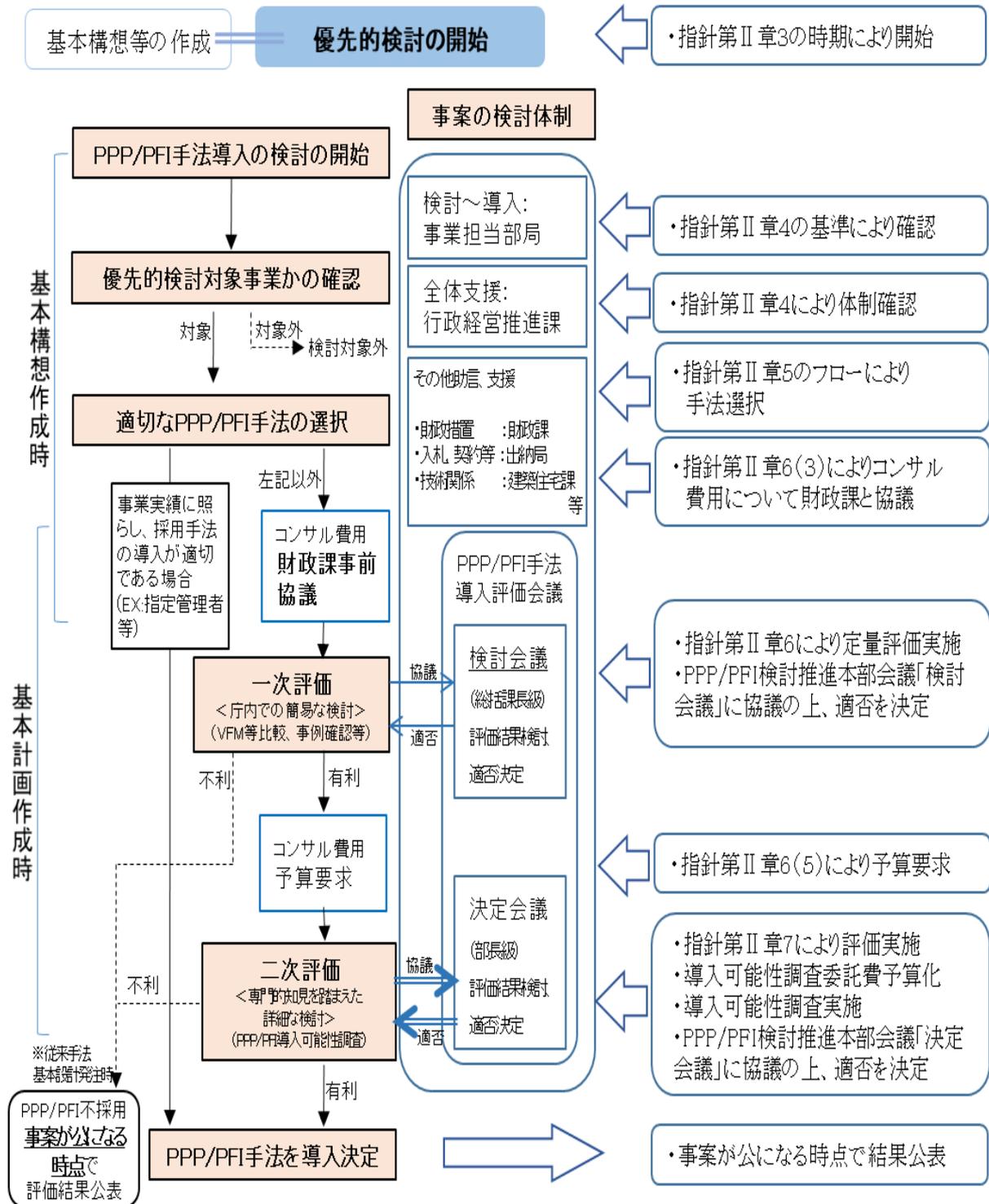


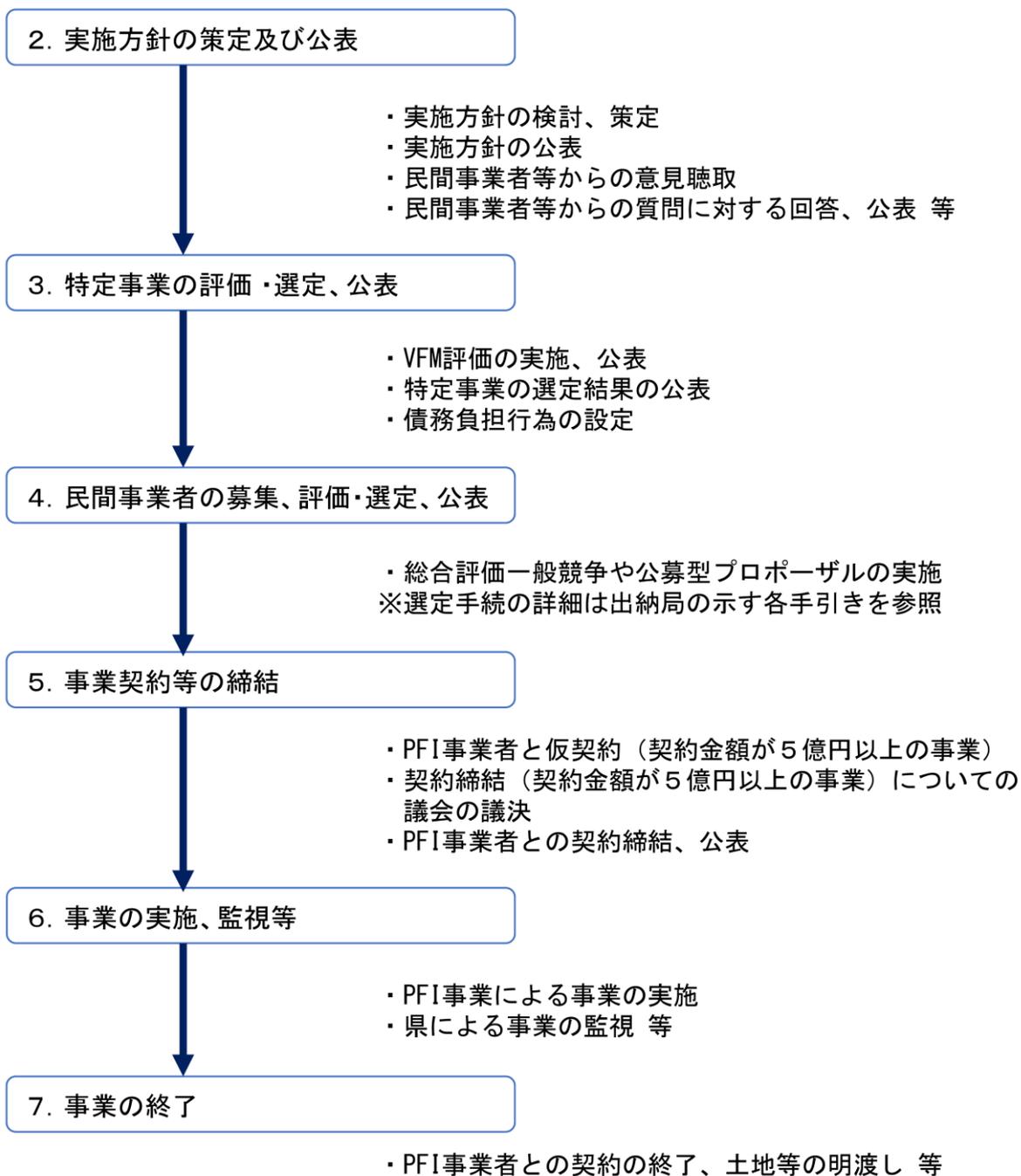
注1) 基本構想の作成着手・PPP/PFI手法の優先的検討から事業契約等の締結まで、一般に50か月程度の期間を要するが、実施手続の簡易化により32か月～38か月程度まで短縮を図ることができる(「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」(平成26年6月、内閣府))。

注2) 説明会の開催について、実施しない場合も想定されるが、特定事業の選定や民間事業者の募集等に当たっては、民間事業者との意思疎通を図るために有効な手段を講じることが望ましいとされている(「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(令和6年6月3日改正、内閣府))。

(3) PPP/PFI 導入の手順

1. 事業の発案





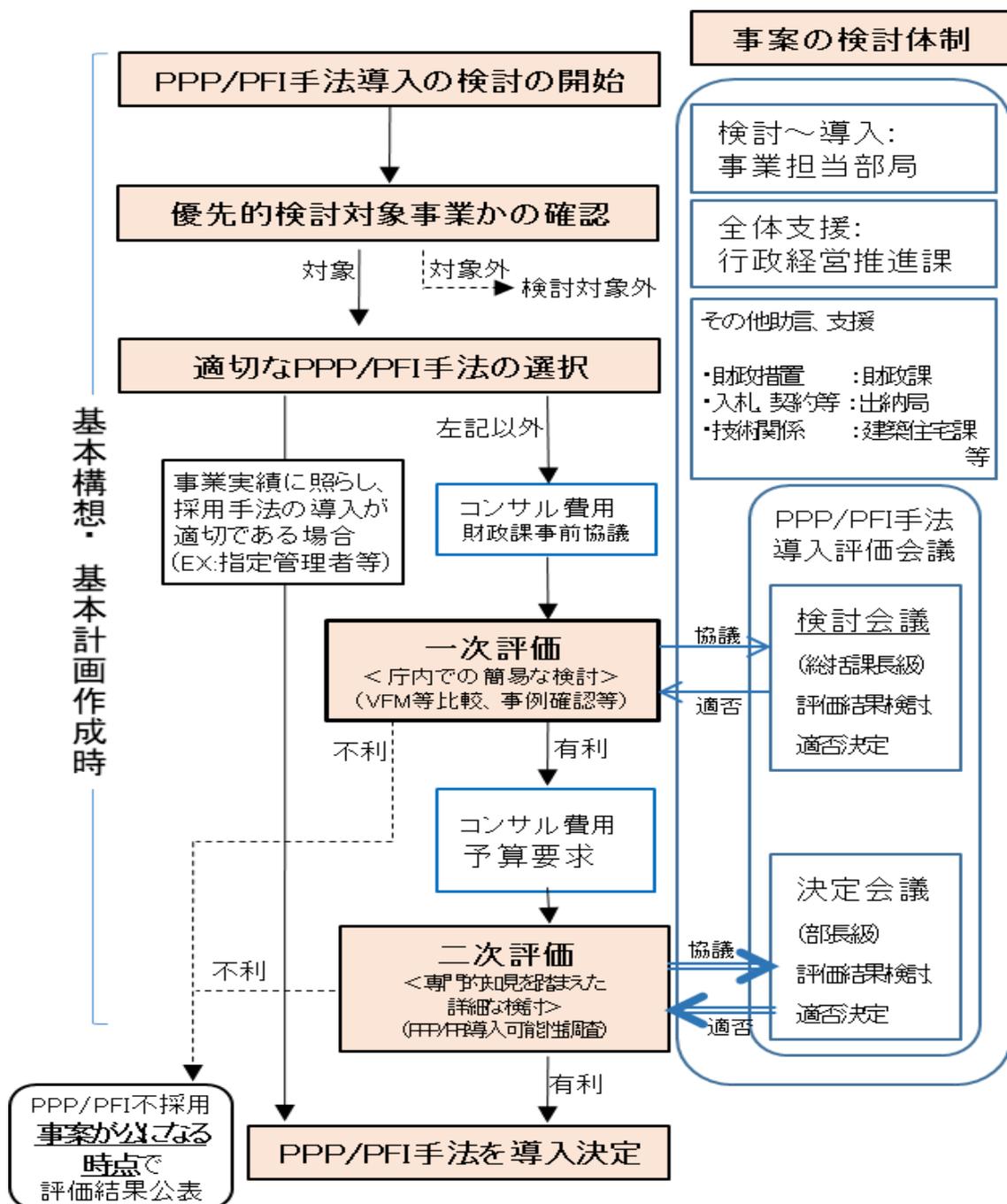
第Ⅱ章 PPP/PFI 優先的検討手順

1 優先的検討の目的とプロセス

(1) 目的とプロセス

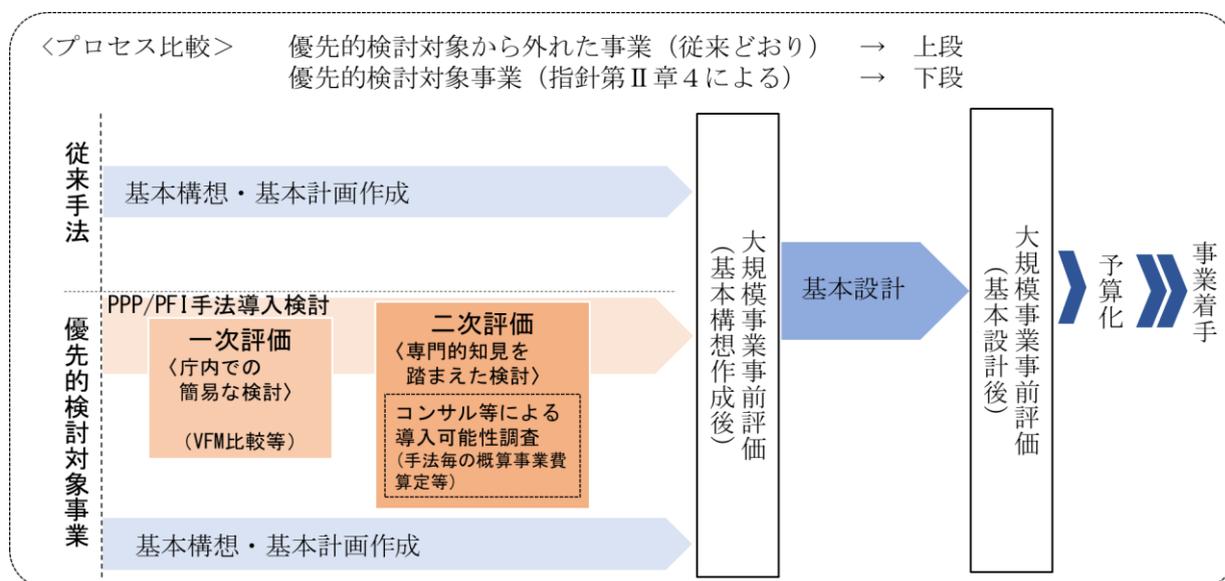
新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的に、公共施設等の整備等において多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討する。

検討プロセスについては下図のとおり。



(2) 大規模事業評価（25 億円以上）との関係

25 億円以上で、本指針に掲げた PPP/PFI 手法の優先的検討の対象となる事業については、手法導入の適否が決定した後に、大規模事業評価の事前評価段階（基本構想作成後）に進むこととする。



2 事案の検討体制

個別の事案については、事業担当部局が検討から導入まで主導するが、関係部局が協力して助言・支援を行いつつ、「PPP/PFI 手法導入評価会議」（以下「評価会議」という。）において一次評価（庁内での簡易な検討）、二次評価（専門的知見を踏まえた詳細な検討）の二段階で手法導入の適否を検討し、決定する。

評価会議は、一次評価としての総括課長級による検討会議と、二次評価としての部長級による決定会議の二つから構成される。検討会議では事業担当部局からの協議を受け、一次評価から二次評価への移行の適否について検討する。決定会議は、コンサルタント等による PPP/PFI 導入可能性調査の結果を基にした事業担当部局からの協議を受けて、PPP/PFI 手法の導入の適否を決定する。

なお、本県においては、指定管理者制度を除く PPP/PFI 手法の導入実績も少なく、ノウハウの蓄積がないため、事業担当部局と関係課等が相互に協力し、強い連携の下に知恵を出し合っていくことが必要である。

検討の体制及び役割分担については次のとおり。

＜事業担当部局＞

PPP/PFI 手法の検討対象事業について、事業の検討段階から支援担当課及び関係課と法制度面、技術面、財務面等について相談・協議し、導入手法について検討を行う。一次評価（庁内での簡易な検討）において、「PPP/PFI 検討調書（別紙様式1）」及び「PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（別紙様式2）」（以下「簡易検討資料」という。）を作成し、部局の意見を付した上で、検討会議に協議をする。

検討会議に諮る2ヶ月前までには二次評価（詳細な検討）において必要となるコンサル費用等（導入可能性調査）の予算要求について財政課と事前協議を行う。

作成した簡易検討資料を基に、PPP/PFI手法によることが適すると判断した場合は、二次評価（詳細な検討）に移行する。なお、その場合、財政課と事前に協議したコンサル費用等について予算要求を行った上で、公募等を行い、決定したコンサル等にPPP/PFI導入可能性調査業務を委託する。

PPP/PFI導入可能性調査の終了後、調査結果に自らの意見を付して、決定会議にPPP/PFI手法導入の適否について協議をする。

一次評価、二次評価において従来手法によるものと判断された場合は、当該事案が公になる時点で結果の公表を行う。（例：従来手法の基本設計発注時 等）

二次評価の結果、PPP/PFI手法の導入が決定した場合は、指定管理者制度等の既に規程・ガイドライン等が存在するものを除き、PFI法に則った手続を進めることが望ましい（PPP/PFI手法導入決定後の進め方は第Ⅲ章参照）。

なお、民間事業者からPFI法第6条に基づく提案があった場合には、応答義務（当該提案について検討し、その結果を遅滞なく事業者へ通知する必要）があることから、支援担当課である行政経営推進課に協議の上、提案を受け付け、必要な調整や手続等を行う。

<支援担当（調整等）> 【総務部行政経営推進課】

PPP/PFI手法は、民間事業者との長期契約に基づく事業であり、第Ⅰ章1に掲げる「5つの原則・3つの主義」を確保するための手続が求められることから、事業担当部局とは異なる客観的な立場で事業プロセスをチェックするとともに、各種手続を適正に進めるため、事業担当部局に対し必要な支援を行う。

なお、民間事業者からPFI法第6条に基づく提案があった場合には、事業担当部局と連携して、庁内調整や手続等を行う。

<関係課>

事業担当部局がPPP/PFI事業の検討を進めていく中で、必要とされる技術的・実務的事項に関し必要な助言・支援を行う。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・債務負担行為・財政措置等 | 財政課 |
| ・入札・契約手続 | 出納局 |
| ・技術支援 | 建築住宅課 |
| ・手法導入評価の検討支援 | 建設技術振興課 |
| ・全体支援、県有財産の管理・処分 | 行政経営推進課、管財課
等 |

<PPP/PFI手法導入評価会議>

下記の二つの段階において、PPP/PFI手法導入の適否を判断する。

ア 検討会議（総括課長級）

公共施設等の整備を進める際に、事業担当部局から提出された簡易検討資料等を基に PFI 手法導入の適性について検討を行い、二次評価への移行について適否を決定する。

イ 決定会議（部長級）

事業担当部局が外部コンサルタントによる導入可能性調査を実施し、調査結果に事業担当部局の意見を付して決定会議に協議をする。決定会議において PPP/PFI 手法の導入の適否を決定する。

3 優先的検討の開始時期

新たに整備等（建設、製造又は改修を含む）を行う公共施設等の基本構想、基本計画等の作成に着手する際に、PPP/PFI 手法について優先的に検討を行うものとする。

4 優先的検討の対象とする事業

次の(1)及び(2)に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

ア 建築物^{※1}又はプラント^{※2}の整備等に関する事業

（※1 事務庁舎、宿舎、文教施設、社会福祉施設、観光施設等）

（※2 廃棄物処理施設、下水汚泥有効利用施設、発電施設等）

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業^{※3}

（※3 空港、道路、水道、下水道等）

(2) 初期整備費が10億円以上[※]（建設、製造又は改修を含む）の公共施設整備事業

※ 金額基準以下の事業についてその検討を妨げるものではないこと。

(3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

① 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

④ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(4) 他団体との共同整備の場合

他団体と共同で整備等を実施する事業においても、その負担割合に関わらず、事業全体が(1)及び(2)に該当する場合は、優先的検討の対象とする。ただし、実際の検討手続については、双方の協議により、代表団体が行うことは構わない。なお、その場合、もう一方の団体も検討に関与することが望ましいが、関与方法については双方において協議の上決めるものとする。

(5) 民間事業者からの提案

民間事業者からの PFI 事業の提案（以下「提案」という。）があった場合には、「民間資金等の活用による公共施設整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定）に示す留意事項を踏まえ、次のような観点から検討を行い、実施することが適当と認められる事業については、提案を積極的に取り上げていく。

- ① 提案は、事業担当部局において検討できるレベルに達しているものを対象とし、単なる思い付き程度のものについては取り上げない。
- ② 提案の窓口は、事業担当部局と支援担当課（行政経営推進課）が担当し、提案内容に対する具体的な検討は事業担当部局が行う。
- ③ 提案については、県の事業計画との整合性、当該公共施設等の整備等の必要性、実現の可能性、PFI 手法活用の妥当性、財政に及ぼす影響及び他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性等を検討する。その上で実施することが適当と認められる事業については、事業担当部局が発案した PFI 事業と同じ手続を行う。
- ④ ③の検討を行うに当たって、民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないように留意する。
- ⑤ 提案について、相当の期間内に実施方針の策定に至らなかった場合は、その判断の結果及び理由を提案者に速やかに通知する。この場合、新たに民間事業者の参考に供することが適当と認められるとき、その他特に必要と認められるときは、提案の概要、県の判断の結果及び理由について、提案者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等への影響に留意の上、適切な時期に公表する。

(6) マーケットサウンディング調査

マーケットサウンディング調査は、自治体が官民連携事業を実施するに当たり、事前に市場性、実現可能性及び民間事業者の参入意欲などの把握を目的に意見交換を行うものである。民間事業者のアイデアや意見を事業に反映させることで、より効果的な事業の実施が期待されるものと評価されており、最近では、多くの自治体において活用するケースが増えている。

調査の目的・内容によって、実施時期は次の二つが想定される。一つ目は基本構想等の作成前に幅広くアイデアを募ることを目的とした初期段階、二つ目は公募条件の検討の際に民間事業者の参入意欲を確認するための具体的な提案を募る段階である。

注）詳細は「PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」（平成 28 年 10 月、内閣府・総務省・国土交通省）を参照のこと。

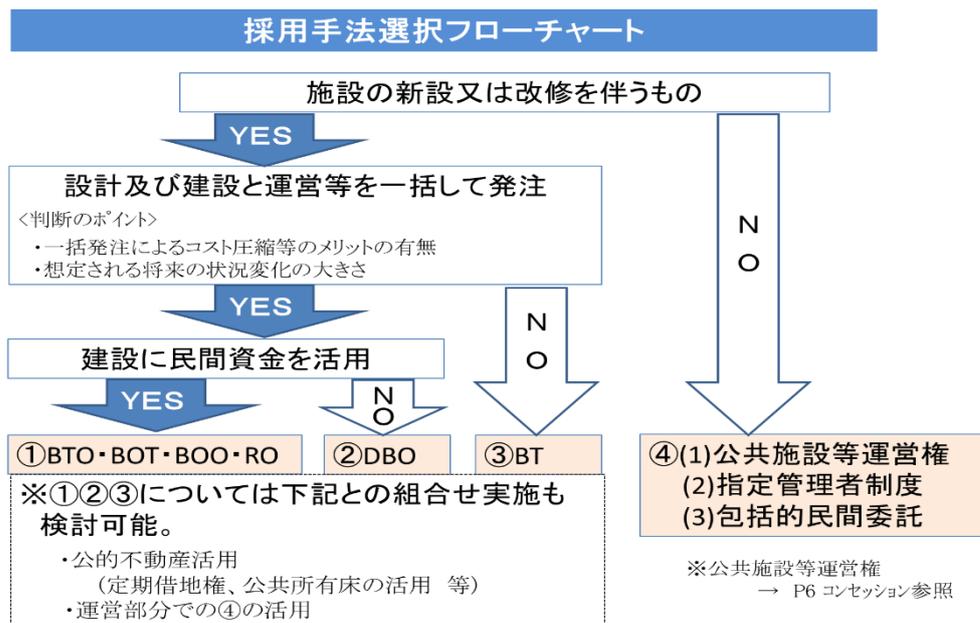
5 適切な PPP/PFI 手法の選択

(1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、一次評価又は二次評価に先立ち、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択でき

るものとする。



(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合は、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができる。

- ① 指定管理者制度
→ 一次評価及び二次評価の省略
- ② 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BT0 方式
→ 一次評価を省略し、二次評価を実施
- ③ 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法
→ 一次評価を省略し、二次評価を実施

※主管官庁からガイドラインが提示されている場合は参考とすること。

6 一次評価（庁内での簡易な検討）

(1) 費用総額等の比較による評価

別紙様式 2 の「PPP/PFI 手法簡易定量評価調書」により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

前節の「適切な PPP/PFI 手法の選択」において複数の手法を選択した場合は、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- ① 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

※ PPP/PFI 手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合は、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえること

※ 費用比較については別添簡易定量評価調書記載例を参考とすること

※ 各費用の要素については国が示す簡易計算表等を利用すること

なお、採用手法について過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認められるときは、次に掲げる評価やその他公的負担の抑制につながることを客観的に評価できる方法によることも可とする。

- ① 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ② 類似事例の調査を踏まえた評価

(2) 定性的事項による評価

前記(1)の費用総額等の比較による評価に加え、事業の概要、類似事例の状況及び民間から聴取した意見等を参考にした上で、PPP/PFI 手法を想定した場合の民間の事業範囲や創意工夫の余地、手法導入のメリット・デメリットを想定し、別紙様式1の「PPP/PFI 手法検討調書」（以下「検討調書」という。）を作成するものとする。

事業担当部局は(1)、(2)の定量・定性両評価を基にして、手法導入の適否について自部門の意見をまとめ、検討調書に付記する。

(3) 財政課への事前協議

(4)の検討会議を実施する2ヶ月前までに、二次評価で必要となる予算（導入可能性調査費用等）について財政課に事前協議を行う。この予算については公共施設等総合管理計画に関わる予算の一部とみなす。

実際の予算要求は、前記(4)の検討会議において二次評価への移行が決定した後、速やかに行うものとする。

※ 事前協議には2ヶ月程度要するので、想定する予算要求時期から逆算して、事前協議を行う時期を設定すること。

(4) 検討会議への協議

- ① 前記(1)及び(2)による評価の結果（簡易検討資料）に、導入の適否について事業担当部局の意見を付して、検討会議に協議を行う。
- ② 検討会議は、①を参考にし、外部コンサルタントによる導入可能性調査を含む二次評価への移行の可否を決定する。

(5) 予算要求

二次評価への移行が決定した場合は、前記(3)の財政課への事前協議に基づいて、必要な調査費用について予算要求を行う。

(6) 一次評価（庁内での簡易な検討）結果の公表

上記による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合は、その旨と理由を事案が公となる遅滞ない時期に公表するものとする。

なお、当該事業の予定価格の推測につながる内容については、入札手続の終了後等の適切な時期の公表とする。

7 二次評価（専門的知見を踏まえた詳細な検討）

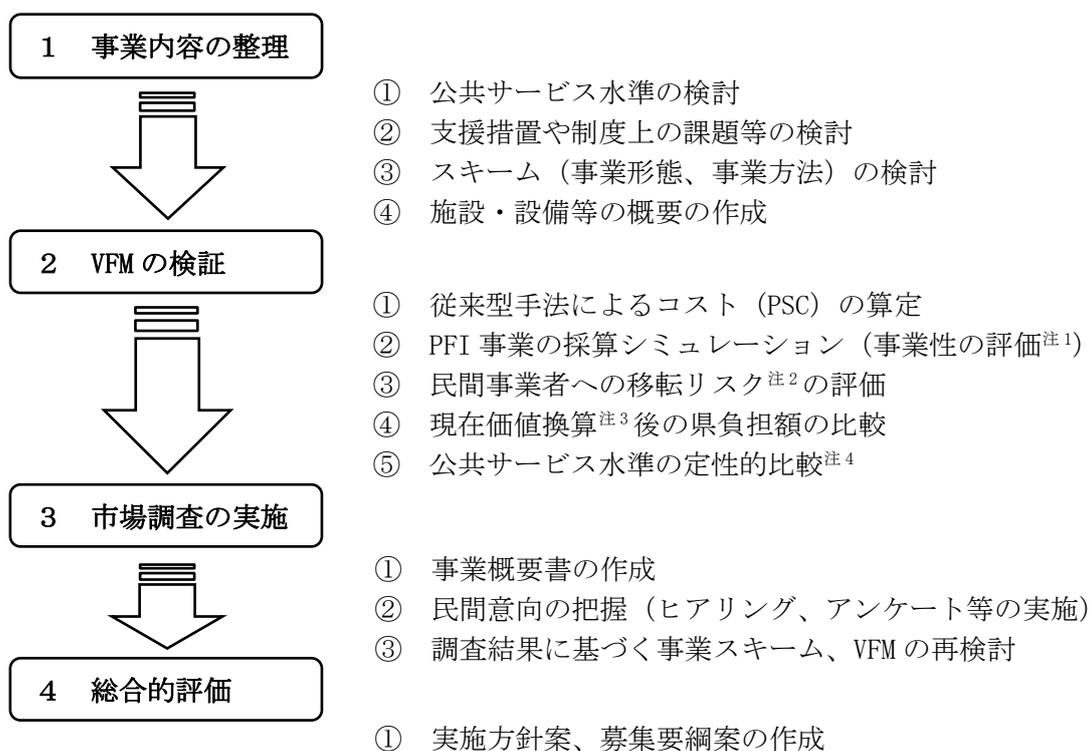
前節の「一次評価（庁内での簡易な検討）」において二次評価へ移行すると評価された事業を対象として、外部コンサルタントによる可能性調査等を実施し、事業の要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、従来型手法による場合と、PPP/PFI 手法を導入した場合との間で、費用総額等を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(1) 導入可能性調査

PPP/PFI 事業を実施するに当たり、事前のVFMの検証により、財政負担の軽減や公共サービス水準の向上が図られることを確認するとともに、市場調査やサウンディング調査等の実施により民間の参入意欲等を把握する必要がある。

このため、事業担当部局では、外部コンサルタント等に委託して、次の手順により導入可能性調査を行い、その結果等を踏まえ決定会議において導入の可否を決定する。

※調査に必要な予算は、前記6(3)及び(5)に基づき確保しておくこと。



- 注1) 事業性の評価：民間事業者がプロジェクトに参画するかどうかを、事業の収益率等を算定し評価すること。
- 注2) 移転リスク：従来の手法では県が担ってきたリスクのうち、民間がより効果的コントロールできるリスクを、民間に移転すること。
- 注3) 現在価値換算：貨幣価値がインフレや金利の影響を受けて時間の経過とともに低下することを前提に、将来の支出や収入を現在の貨幣価値に換算すること。
- 注4) 定性的比較：公共サービス水準のうち定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行い、従来型手法による場合とPFIによる場合との比較を行うこと。

<参考> リスク分類について

- ・ リスクとは、選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できないこのような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性があるもの。
 - ・ リスクは選定事業ごとに異なるものであり、個々の選定事業に即してその内容を評価、検討すべきであり、以下に示すリスクについても例示であって原則ではないことに留意すること。
- 1 調査・設計に係るリスク
 - ア 設計等の完了の遅延
 - イ 設計等費用の約定金額の超過
 - ウ 設計等の成果物の瑕疵等
 - 2 用地確保に係るリスク
 - ア 事業用地確保の遅延
 - イ 用地確保費用の約定金額の超過等
 - 3 建設に係るリスク
 - ア 工事の完成の遅延
 - イ 工事金額の約定金額の超過
 - ウ 工事に関連して第三者に及ぼす損害
 - エ 工事目的物の瑕疵等
 - 4 維持管理・運営に係るリスク
 - ア 運営開始の遅延
 - イ 公共サービスの利用度の当初の想定との相違
 - ウ 維持管理・運営の中断
 - エ 施設の損傷
 - オ 維持管理・運営に係る事故
 - カ 技術革新
 - キ 修繕部分等の瑕疵等
 - 5 事業終了段階でのリスク
 - ア 公共施設等の譲渡
 - イ 一部又は全部を撤去しての原状回復等

6 各段階に共通するリスク

- ア 天災等の不可抗力
- イ 物価・金利・為替レートの変動、税制の変更
- ウ 施設等の設置基準、管理基準の変更等関連法令の変更
- エ 許認可の取得等の遅延等

注) 詳細は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(令和3年6月18日改正、内閣府)を参照のこと。

<参考> アドバイザーの選定について

事業を魅力あるものとすることで、多くの民間事業者の参加を促し、結果として適切な競争状態の中で民間事業者の選定、交渉を行うことが、より良い事業の成立において重要である。また、資金調達や事業マネジメントといった財政面、長期にわたるリスクなどについて民間事業者と交渉し具体的に契約で定める法務面、設計や建設等の技術面などにおいて、従来の事業手法よりも専門的な知識やノウハウが必要となる。

このため、場合によって、財務面、法務面、技術面を総合的に統括し、事業を魅力あるものとして構築できる総合アドバイザーを選定・活用することも検討する必要がある。

アドバイザーが選定された場合、当該事業に参画する民間事業者のアドバイザーになることは利益相反の観点から認められない。また、アドバイザーの関係企業等が当該事業に参画する場合は、秘密保持及び公平性に対する信頼の確保に特に留意する必要がある。

(2) 決定会議への協議

- ① 事業担当部局は、前記(1)の調査結果に PPP/PFI 手法導入適否の意見を付して決定会議に協議をする。
- ② 決定会議は、調査結果と担当部局の意見を踏まえ、導入の適否を決定する。

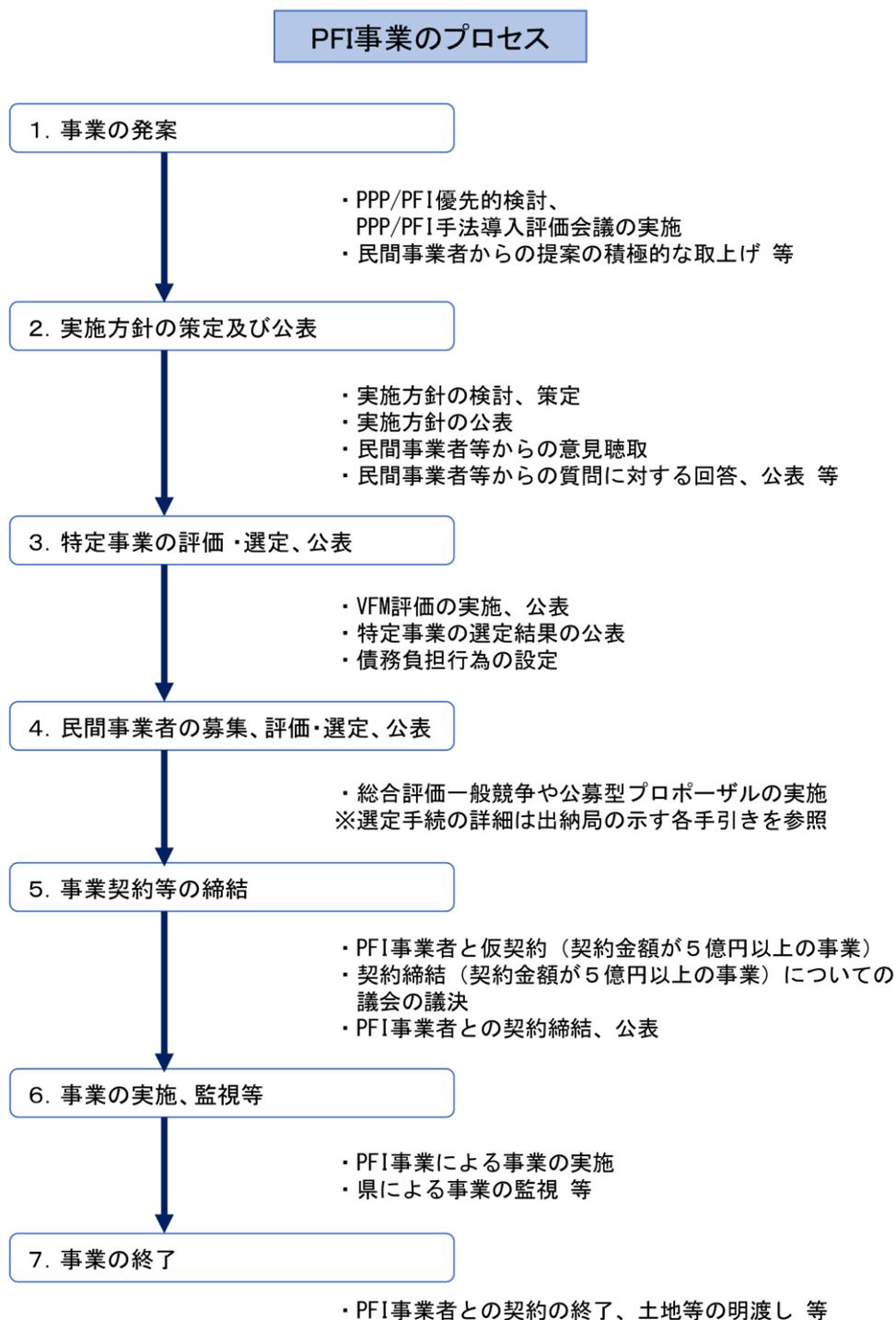
(3) 二次評価結果の公表

前記(2)による評価の結果、導入を否と決定した場合は、その旨と理由を事案が公となる遅滞ない時期に公表するものとする。なお、当該事業の予定価格の推測につながる内容については、入札手続の終了後等の適切な時期の公表とする。

第Ⅲ章 PPP/PFI 導入決定後の進め方

二次評価において PPP/PFI 手法の導入を適当と決定した事業については、事業全体の公平性・透明性確保を図る観点から、原則として PFI 法に則って事務手続を進めることが望ましい（指定管理者制度のように既に規程やガイドライン等が定まっているものを除く）。

PFI 事業全体のプロセスは下図のとおり。



1 実施方針の策定と特定事業の選定（PFI 法に則る場合）

(1) 実施方針の策定、公表

実施方針は、PFI 手法の導入を進める場合に策定し、その事業の内容や募集方針などについてできるだけ具体的に公表し、事業の実施について意思表示を行うものである。

事業担当部局は事前に支援担当課及び関係課と相談・協議の上、次の内容を具体的に記載した実施方針を定め、遅滞なくこれを公表する。

なお、事業内容の検討の進展に伴って順次詳細化して変更補完することも可能であり、変更した実施方針は速やかに公表する。

【実施方針に記載する主な内容】（PFI 法第 5 条第 2 項）

- ① 特定事業の選定に関する事項
 - ・ 事業名、対象となる公共施設等の種類、事業内容、事業者が行う業務範囲
 - ・ 事業方式、事業期間、事業スケジュール、事業終了時の措置
 - ・ 根拠法令、規則、許認可事項等
 - ・ 事業の選定方法、選定基準
- ② 民間事業者の募集及び選定に関する事項
 - ・ 募集方法や選定基準、募集スケジュール
 - ・ 参加資格要件、提出書類、審査・選定の考え方
- ③ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
 - ・ 基本的な考え方
 - ・ 予想されるリスクと責任分担についての県の案の提示
 - ・ 事業実施状況の確認及び監視方法
- ④ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
 - ・ 立地条件、敷地面積、用途地域・地区の状況
 - ・ 土地の取得、設計要件、建物・外構計画
- ⑤ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
 - ・ 両者の誠意ある協議
 - ・ 紛争の際の地方裁判所
 - ※事業契約とは：選定事業（公共施設等運営事業を除く）を実施するため公共施設等の管理者及び選定事業者が締結する契約をいう）
- ⑥ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - ・ 当事者間の措置、金融機関との協議
 - ・ 契約解除、介入、事業引継ぎ等の方法
- ⑦ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
 - ・ 事業者の法的立場、税制上の措置
 - ・ 国や県、公的金融機関などの補助、支援制度
- ⑧ その他特定事業の実施に関し必要な事項
 - ・ 質問事項受付窓口、情報開示の方針、知的所有権の配慮等

なお、総合評価一般競争入札により事業者を選定する場合、地方自治法施行令第167条10の2第4項、第5項及び同施行規則第12条の4の規定により、落札者決定基準を定めようとするときには、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。また、この意見聴取において「当該基準に基づいて落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要がある」との意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときにも、あらかじめ学識経験者の意見を聴く必要がある。

これを踏まえ、民間事業者選定に当たっては、実施方針等の審議、入札説明書・落札者決定基準等の審議、審査の進め方及び提案書の審査等を行う審査委員会に学識経験者を選任し、意見の聴取を行うことが考えられる。

ただし、手続期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、事業の内容等に応じて、審査委員会における審議事項を民間事業者の選定に関することに絞り込み、開催回数を最小限にとどめることや、審査委員会を設置することなく、学識経験者の意見聴取のみとすることなど、更なる簡易化も可能であるとされている（「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル」（平成26年6月、内閣府））。

(2) 民間事業者等からの意見聴取、質問回答

ア 意見聴取

事業担当部局は、民間事業者等からの意見を受け付け、必要に応じ特定事業の選定・民間事業者の募集に反映することが適当とされている。また、実施方針の公表後の市場調査、民間事業者等からの提案や意見を踏まえ、特定事業の選定までに当該実施方針の内容（事業内容、リスク分担の在り方等）を見直し、実施方針の変更を行うことも考えられる。

イ 質問回答

一般的に、実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け付けるほか、質問を受け付けて回答を作成し、公表することは、民間事業者等との意思の疎通を図る上で有効である。この場合、実施方針の公表から質問の受付まで及び質問受付締切りから回答までの期間は、民間事業者及び県が内容について十分検討できるよう配慮しなければならない。また、回答は、その公平性・透明性を確保するため、全て書面により行い、その内容は民間事業者等の独自のノウハウに係る事項等を除いて、原則として全ての民間事業者等に公開する。

一方、実施方針公表前の市場調査や過去の P F I 事業における同種事業の前例を踏まえて実施方針を策定することにより、民間事業者が必要とする情報を効率的に提供することが可能になる。このような場合には、手続期間の短縮及び事務負担の削減を図る観点から、質問回答を省略し意見の受付のみとしても差し支えない。

(3) 特定事業*の評価・選定・公表

実施方針を策定・公表したときは、特定事業の選定の有無について評価を行う。評価の結果、実施可能性等を勘案した上で、PFI 事業として実施することが適切であると認める事業については、特定事業の選定を行い、評価の内容とあわせ速やかに公表する。

この評価は、当該事業を PFI で行うことにより、当該施設等の設計・建設・維持管理及び運

営が効率的かつ効果的に実施できるかについて評価する VFM 評価が判断基準となる。この VFM 評価は、「二次評価」で実施した導入可能性調査結果に、民間事業者の意見聴取により変更した内容を加味して行う。

ア 特定事業の選定における VFM 評価の考え方

特定事業の選定においては、下記二点に期待できることが条件となる。

- ①公共サービスが同一水準の場合は、事業期間全体を通じた公共の負担コストの縮減
- ②公共の負担コストが同一水準にある場合は、公共サービス水準の向上

公共サービス水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、定量化が困難なものを評価する場合は、客観性を確保した上で、定性的な評価を行うこととする。

なお、サービス購入型 PFI 事業では、過去の事例が豊富であることから、VFM の算定に当たり、参考 VFM（類似の前提条件により算出された過去の PFI 事業の VFM 実績）や簡易 VFM（過去の同種事業における建設単価や削減率の実績値等を用いて算出した VFM）等を用いて客観的な評価を行うことが可能であり、VFM の算定自体に多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意する必要がある。

イ 債務負担行為の設定

PFI における契約は、複数年度にわたる契約であるため、予算で債務負担行為を定める必要があり、議会の議決が必要となる。

なお、債務負担行為は原則として入札公告前までに設定する。

※ 特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業で、PFI 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

2 民間事業者の選定

特定事業の選定に続いて、事業を実施する民間事業者を選定するための公募、評価、選定を行う。

(1) 民間事業者選定の基本的な考え方

事業者の公募、評価、選定に当たっては、現行法制度を遵守するほか、次の事項に留意する必要がある。

- ア 「公平性の原則」に則り競争性を担保するとともに、「透明性の原則」に基づき手続の透明性を確保し、公募・評価を行うこと。
- イ できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう、施設等の基本的な性能要件を示すに留める、いわゆる性能発注を基本とすること。
- ウ 民間事業者の提案準備期間や契約締結に要する期間等の十分な確保に配慮すること。
- エ 応募する民間事業者の負担軽減に配慮すること。

(2) 民間事業者の選定方法

PFI 法第 8 条第 1 項で、特定事業を実施する民間事業者の選定を公募の方法等により行うこととされており、また、「民間資金等の活用による公共施設整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 18 日閣議決定）において一般競争入札によることが原則とされ

ている。

地方公共団体における PFI 事業について（平成 12 年 3 月 29 日自治画第 67 号）（以下「自治画第 67 号通知」という。）において、PFI の契約は価値のみならず、維持管理及び運営の水準、PFI 事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることから、総合評価一般競争入札の活用を図ることとしている。

現在では、総合評価一般競争入札が一般的となっているが、公募型プロポーザルの適用も見られるようになっている。

なお、各選定手続の詳細については、本県出納局の示す「総合評価落札方式条件付一般競争入札事務処理の手引き」及び「企画競争（プロポーザル・コンペ方式）による契約の手引き」を参照されたい。

3 契約の締結

(1) 仮契約の締結、議会の議決

契約金額のうち、維持管理、運営等に関する金額を除いた施設等の買入れ又は借入れに要する経費が 5 億円以上となる事業については、PFI 法第 12 条により選定された特定事業者と仮契約を締結し、議会の議決を得る。

(2) 契約の締結

議会議決後に、選定事業者と本契約を締結する。

契約は、選定事業に係る責任、リスク分担及びその他事項について、当事者間の権利義務関係を取り決めるものであるため、できる限り曖昧さを避け、内容を具体的かつ明確に決定し記載する必要がある。

なお、選定事業者が、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む）である場合は、県は、具体的かつ明確な責任分担の内容を、選定事業者の利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をする必要がある。

【契約書の記載内容例】

- ① 契約期間
- ② サービスの開始・遅延に関する判定方法、原因別損害賠償等
- ③ サービスの内容及び判定方法
- ④ 施設の維持管理の基準
- ⑤ 対価の計算方法
- ⑥ 違反した際の措置
- ⑦ サービス内容の変更方法
- ⑧ 将来の状況変化とその対応
- ⑨ 事業期間満了による事業終了時の措置
- ⑩ 事業の途中終了（事由、清算方法）及び事業継続困難時の措置
- ⑪ 紛争解決手段
- ⑫ 契約の解除条件及び措置

- ⑬ 行政側の介入権
- ⑭ リスク分担

4 事業の実施

(1) 事業の実施及び監視

選定事業は、選定事業者との契約に基づき実施される。

また、事業担当部局は契約に基づき、選定事業者により提供される公共サービス（設計、建設、維持管理及び運営）の水準の監視や事業の実施状況報告・財務状況報告の提出により事業の監視（モニタリング）を行い、公共サービス提供の対価を支払う。

注） 詳細は、「モニタリングに関するガイドライン」（平成 30 年 10 月 23 日、内閣府）を参照のこと。

(2) 事業の終了

協定等に定める事業の終了時期には、土地等の明渡し等、あらかじめ協定等で定められた資産の取扱いに従って適切な措置を行う。

5 その他留意事項

(1) 地方財政措置について

総務省は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成 12 年 3 月 29 日付け自治調第 25 号自治省財務局長通知）により、地方公共団体が PFI 事業を実施した際の財政措置について、以下のとおり定めている。

① 国庫補助金が支給される PFI 事業

従来型の公共事業手法の場合と同種の地方債を財源とすることができ、従来型の公共事業手法の場合にその地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置が行われる。

② 地方単独事業として実施される PFI 事業

事業の負担額について、従来型の公共事業手法の地方債の充当率、交付税措置率等を考慮して財政措置の内容が同等になるように一定期間交付税措置が行われる。

③ 資金手当のための地方債

①及び②の財政措置に加え、施設整備費相当分の全部又は一部を県が支出する場合、必要に応じて資金手当のための地方債措置が講じられる。

④ PFI 事業者に貸与するための土地取得に要する経費

PFI 法第 74 条の規定の趣旨を考慮して、地方公共団体が実施方針を定め、PFI 法に基づいて実施する PFI 事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置が講じられる。

⑤ 地方公営企業での PFI 事業

地方公営企業において施設整備に PFI 事業を導入する場合には、通常の財政措置と同等の

措置が講じられる。

(2) PFI 事業に係る債務負担行為の位置付けと起債制限比率

地方公共団体が実施する PFI 事業における債務負担行為と起債制限比率については、自治画第 67 号通知に次のように定められている。

「PFI 法に基づいて公共施設等の整備を行うため設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のため設定されるものであり、「もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為」（「債務負担行為の運用について」（昭和 47 年 9 月 30 日付け自治導第 139 号））に該当するものではないと解されること。

しかしながら、この場合においても財政の健全性を確保する必要があるので、PFI 事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に順ずるものを起債制限比率の計算の対象とするものであること。」

(3) 「公の施設」と PFI

「公の施設」の管理者は地方自治法により定められており、PFI 事業者の行える管理の範囲について留意する必要がある。

ア 「公の施設」の定義

「公の施設」とは、地方自治法第 244 条において「住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設」と定義されている。

イ PFI 事業者に公の施設の管理を行わせる場合

PFI 事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば次の諸業務を PFI 事業として行わせることは可能であり、また、ひとつの民間事業者に対してこれらの業務のうち複数ものを PFI 事業として行わせることも可能である（自治画第 67 号通知参照）。

【PFI 事業として行わせることのできる業務】

- ① 事実上の業務（施設の維持管理等のメンテナンス、警備、施設の清掃、展示物の維持補修、エレベーターの運転、植栽の管理 等）
- ② 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる定型的行為（入場券の検認、利用申込書の受理、利用許可書の交付 等）
- ③ 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第 243 条、同法施行令第 158 条）に基づく使用料金等の収入の徴収
- ④ 当該施設運営に係るソフト面の企画

注) 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「公の施設」の管理受託者の要件を満たさない PFI 事業者は、当該「公の施設」の利用に係る料金を当該 PFI 事業者の収入として収受すること及び当該料金を自ら定めることはできない（地方自治法第 244 条の 2 第 4 項、第

5項)。

(4) WTO 政府調達協定と PFI 事業契約

PFI 契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営も対象とするものであるため、政府調達協定（1994 年 4 月 5 日マラケシュで署名された政府調達に関する協定をいう。）対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる可能性が高く、こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととなる。

主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。）が適用基準額以上となる場合に、特例政令（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号））の適用を受けることとされている点に留意する必要がある。

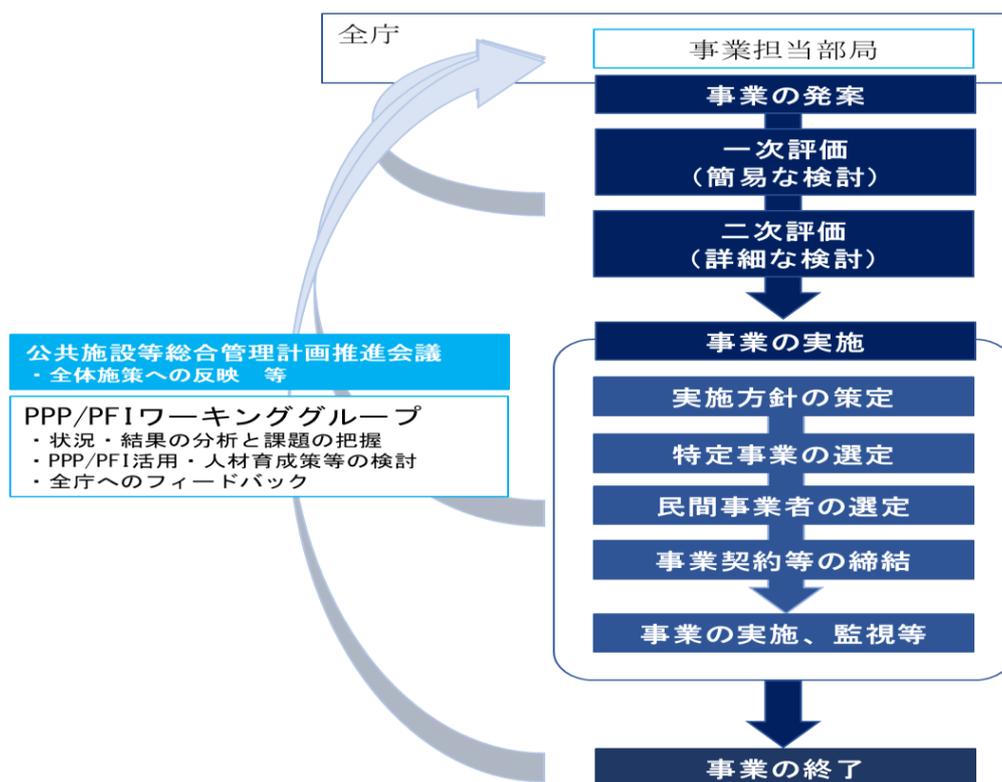
第IV章 PPP/PFI 手法活用の推進体制

PPP/PFI は、事業を効率的、効果的に実施するための手法の一つであり、基本的に事業を所管する部局によって検討が開始され、手法導入の方針決定やその後の諸手続も事業を所管する部局が進めるものである。

しかしながら、県における PPP/PFI 実績は少なく、ノウハウの蓄積が乏しい状況にあって、発案や検討、手続の過程において、事業所管部局に対する技術面、財政面、財産管理、契約などの制度面での専門的な支援が必要となり、部局を超えた情報の共有や検討における連携が必要となる。

このため、PPP/PFI 手法活用の取組については、当面、関係性が深い公共施設等総合管理計画推進会議を推進組織として位置づけ、その下に設置する PPP/PFI ワーキンググループにおいて制度の啓蒙や推進上の課題、手法活用に向けた検討を進める。

また、個別事案の状況や実施結果については分析を行い、そこで得た知見やノウハウを、他自治体の取組事例などとともに庁内で共有し、今後の事業実施の参考にするなど、継続的な PDCA サイクルにより手法活用の推進を図っていく。



なお、PPP/PFI 手法の導入推進を図るための留意事項は以下のとおり。

(1) 職員の育成及び民間事業者等に対する啓発

PPP/PFI 手法に精通した職員の育成を図るとともに、民間事業者等との連携・協働を推進するための事業者向け啓発活動を実施すること。

(2) 地域における人材育成、連携強化及び創意工夫の活用

具体の案件形成を図るため、地域における人材育成、連携強化等を行う産官学金（地元民間事業者、地方公共団体、有識者、地元金融機関等）による地域プラットフォームなどの活用の必要性について検討を行うこと。

また、民間事業者の選定に当たっては、地域における事業機会の創出、地域資源の活用その他地域活性化を図る観点から、事業の特性に応じ、地域の民間事業者の創意工夫について、適切な審査及び評価を行うこと。

(3) 民間事業者からの提案の活用（※ 第Ⅱ章4(5)参照）

民間の資金、経営能力及び技術的能力をより広く活用するため、公共施設整備事業の発案、基本構想、基本計画等の作成の段階において、民間事業者からの提案を積極的に求めること。

民間事業者が提案を検討するために、公共施設等総合管理計画の個別施設計画や固定資産台帳などの施設整備情報等について、十分な情報開示を行うこと。

また、民間事業者から提案があった場合は、遅滞なくこれを検討するとともに、民間事業者との意思疎通の機会を継続的に作り、構想の作成に当たってサウンディング調査等を活用するなど、民間の創意工夫をより適切に反映するよう努めること。

(4) 検討結果及び実施後のフォローとデータの蓄積・活用

検討プロセス、実施結果及びそこで把握された課題等については、事後のフォローを行うとともに、それらの情報等はデータベース化し、全庁及び民間企業が活用できるよう整備に努めること。

<別紙様式 1>

「PPP/PFI 検討調書」(簡易な検討/一次評価用)

事業名		検討日	
担当部局 室課名		担当者 職・氏名	

※費用は概算 ※説明事項は別紙添付でも可

事業の目的						
事業の内容					事業範囲 (○)	
					新規	
					改修	
					維持管理	
想定施設規模・概要		延べ床/面積(m ²)		敷地面積(m ²)		
		<建物概要>				
想定スケジュール (従来方式の場合)		供用開始予定年月				
公の施設/指定管理		該当無 ・ 該当有→ (現指定管理者名:)				
大規模事業評価		該当無 ・ 該当有				
費用 概算	建設費 /百万円	合計額				
	(内訳)	企画・設計費		建設費		
	維持管理費/百万円/年	合計額				
	(内訳)					
	運営費 /百万円/年	合計額				
	(内訳)					
料金徴収		有 →	現徴収額	円/人	利用人数	人/年
		無	その他補足			
余剰地・未利用地		敷地内余剰地	有(予定) ・ 無	<状況>		
		隣接未利用地	有 ・ 無			
活用できそうな国庫補助 (名称、内容・額・条件・制限、 PFI への適用 他)						

＜PPP/PFI 手法を想定した場合＞				
類似の事例 (資料添付)				
民間事業者の 想定事業範囲 (該当に○)	設 計		その他付帯事業、備考	
	施 行			
	維持管理			
	運 営			
余剰地・隣接地活用の可能性 (定借等)				
余剰床活用の可能性				
民設案件の賃借の可能性 (含 リース等)				
維持管理等の 包括委託の可能性				
民間 事業者の 意見	聴取方法 (実施時期、 事業者名)	個別ヒアリング		
		サウンディング		
		その他		
	意見内容 ・ 創意工夫余地 ・ 参入可能性 他 ※別紙添付可			
想定事業形態 (該当に○)	運営収入無し	サービス購入型		＜備考＞
	運営収入有り	混合型		
		独立採算型		
手法候補 (該当に○、複数可) ※運営有りの場合は 組合せ手法について、 ④の該当に○	設計・建設・維持管理		運営	
	①BTO・BOT・BOO・RO		④(1) コンセプション	
	②DBO		(2) 指定管理	
	③BT		(3) 包括委託	
	＜民設案件の賃借、その他＞			
	＜補足事項＞			

メリット	県の収入増加の可能性 (該当に○、複数可)	利用料		その他
		定期借地料、賃貸料・貸室料		
		事業税/住民税		
		ネーミングライツ/広告収入		
	サービス向上の可能性			
	業務効率化の可能性			
	その他			
PPP/PFI 導入における課題				
<担当室課の意見>				
選択する方向に○	PPP/PFI 導入可能性調査実施		<調査実施時期>	
			<想定費用/百万>	
	従来方式(注1)		補足 (EX 包括委託、未利用地活用検討等)	
	<判断理由>			
実施の場合 導入可能性調査	確認したい事項			
	活用できる国等の支援			
その他補足				

(注1) 従来方式を基本とするが、併せて包括委託や未利用地活用等の官民連携を検討する意向がある場合は、補足に記載のこと。

〈別紙様式2〉

「PPP/PFI 手法簡易定量評価調書」

事案名 _____

検討日 _____

(単位 億円)

	従来型手法の費用等 (PSC) (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法の費用等 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用(年間)		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率 (VFM)		
その他(前提条件等)		

(簡易定量評価調書 記載例)

※算出根拠については、国が示す簡易計算表の参考値等に準ずるもの

	従来型手法の費用等 (PSC) (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法の費用等 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等を除く。)費用	50.0 億円	45.0 億円 (式: 50 億円(整備費) × 0.9 (削減率 10%) = 45 億円)
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%削減の想定
運営等費用(年間)	10.0 億円 (式: 50 百万円(運営等費) / 年 × 20 年(期間))	9.0 億円 (式: 50 百万円(運営等費) / 年 × 0.9 (削減率 10%) × 20 年(期間))
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の収入を元に本事業との違いを反映し算出	従来型手法より 10%削減の想定
利用料金収入	2.0 億円 (式: 10 百万円/年(年間利用料金収入) × 20 年(期間))	2.2 億円 (式: 10 百万円/年(年間利用料金収入) × 1.1 (増加率 10%) × 20 年(期間))
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%増加の想定
資金調達費用	5.3 億円 (式: 50 億円(整備費用) × 75% (起債充当率) × 起債利率 1.3%・償還期間 20 年の元利均等償還)	9.0 億円 (式: 45 億円(整備費用) - 0.1 億円(資本金) = 借入金 44.9 億円、借入金の利率 1.8%・返済期間 20 年の元利均等返済)
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法(償還期間、償還方法)を元に算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率に 0.5%ポイントを上乘せ
調査等費用		0.25 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用の想定
税金		0.03 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.1%を乗じて算出
税引後損益		0.06 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	63.3 億円	61.1 億円
合計(現在価値)	51.7 億円	47.2 億円
財政支出削減率		VFM は 4.5 億円、8.7%
その他(前提条件等)	事業期間 20 年間割引率 2.6%	

〈参考資料〉

- PFI 法
 - ・ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)
(令和 4 年 12 月改正 (令和 4 年法律第 100 号))

- 基本方針
 - ・ 「民間資金等の活用による公共施設整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 30 年 10 月 23 日閣議決定)

- 国のガイドライン
 - ・ 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」(令和 6 年 6 月 3 日改正、内閣府)
 - ・ 「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(令和 3 年 6 月 18 日改正、内閣府)
 - ・ 「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」(令和 5 年 6 月 2 日改正、内閣府)
 - ・ 「契約に関するガイドライン - PFI 事業実施契約における留意事項について - 」(令和 6 年 6 月 3 日改正、内閣府)
 - ・ 「モニタリングに関するガイドライン」(平成 30 年 10 月 23 日改正、内閣府)
 - ・ 「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(令和 5 年 6 月 2 日改正、内閣府)

- マニュアル
 - ・ 「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル」(平成 26 年 6 月、内閣府)
 - ・ 「PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル」(令和 3 年 4 月、内閣府)
 - ・ 「PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」(平成 28 年 10 月、内閣府・総務省・国土交通省)
 - ・ 「PPP/PFI 地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」(令和 5 年 6 月、内閣府・国土交通省)
 - ・ 「総合評価落札方式条件付一般競争入札(標準型・簡易型)事務処理の手引き」(令和 6 年 7 月 1 日改訂、岩手県出納局総務課)
 - ・ 「企画競争(プロポーザル・コンペ方式)による契約の手引き」(令和 6 年 3 月、岩手県出納局会計課)